



さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

平成26年 9月30日

さいたま市長

清川八人

## さいたま市規則第151号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>(多数の動物の飼養に係る届出)</u></p> <p><u>第3条 条例第9条の2第1項の規則で定める動物は、次に掲げるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 犬（生後90日以内のもの又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による犬の飼養に係る許可を受けた者が飼養するものを除く。）</p> <p class="list-item-l1">(2) 猫（生後90日以内のものを除く。）</p> <p><u>2 条例第9条の2第1項の規則で定める数は、10とする。</u></p> <p><u>3 条例第9条の2第1項ただし書の規則で定める者は、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設の届出をした者とする。</u></p> <p><u>4 条例第9条の2第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 飼養する対象動物の排泄物の処理等衛生管理に関する事項</p> <p class="list-item-l1">(2) 飼養する対象動物の性別</p> <p class="list-item-l1">(3) 飼養する対象動物の不妊又は去勢の処置の実施状況</p> <p class="list-item-l1">(4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項に規定する登録及び同法第5条第1項に規定する予防注射の実施状況</p> <p class="list-item-l1">(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p><u>5 条例第9条の2第1項の規定による届出は、多数の動物の飼養届出書（様式第1号）によるものとする。</u></p> <p><u>6 条例第9条の2第2項の規定による届出は、多</u></p> |     |

数の動物の飼養変更届出書（様式第2号）によるものとする。

7 条例第9条の2第3項の規定による届出は、多数の動物の飼養廃止届出書（様式第3号）によるものとする。

第4条 [略]

(犬、猫等の譲渡)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める条件は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 狂犬病予防法若しくは同法に基づく処分、動物の愛護及び管理に関する法律若しくは同法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反し刑に処せられたことのある者にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している者であること。

(3)～(5) [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

(動物愛護指導員)

第8条 条例第22条第1項に規定する動物愛護指導員は、同条第2項に規定する事務を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護指導員証（様式第4号）を所持しなければならない。

(動物愛護推進員)

第9条 条例第23条第1項の動物愛護推進員は、同条第2項に規定する活動を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護推進員証（様式第5号）を所持しなければならない。

2 [略]

第10条 [略]

(様式)

第11条 条例の規定に基づく次の各号に掲げる標識等は、当該各号に定める様式とする。

- (1) 犬を飼養していることを明らかにするための標識 犬標識（様式第6号）
- (2) 立入検査等をする職員の身分を示す証明書 身分証明書（様式第7号）
- (3) 動物の返還の申出 動物返還申請書（様式第

第3条 [略]

(犬、猫等の譲渡)

第4条 条例第12条第1項に規定する規則で定める条件は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）若しくは同法に基づく処分、動物の愛護及び管理に関する法律若しくは同法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反し刑に処せられたことのある者にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している者であること。

(3)～(5) [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

(動物愛護指導員)

第7条 条例第22条第1項に規定する動物愛護指導員は、同条第2項に規定する事務を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護指導員証（様式第1号）を所持しなければならない。

(動物愛護推進員)

第8条 条例第23条第1項の動物愛護推進員は、同条第2項に規定する活動を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護推進員証（様式第2号）を所持しなければならない。

2 [略]

第9条 [略]

(様式)

第10条 条例の規定に基づく次の各号に掲げる標識等は、当該各号に定める様式とする。

- (1) 犬を飼養していることを明らかにするための標識 犬標識（様式第3号）
- (2) 立入検査等をする職員の身分を示す証明書 身分証明書（様式第4号）
- (3) 動物の返還の申出 動物返還申請書（様式第

8号)

- (4) 動物の譲渡の申出 動物譲渡申請書（様式第9号）  
 (5) 犬の咬傷事故の届出 犬の事故届出書（様式第10号）  
 (6) 特定動物による事故の届出 特定動物の事故届出書（様式第11号）

第12条 [略]

様式第4号（第8条関係）

（表面）

[略]

（裏面）

[略]

（放し飼い犬等の掃討）

第14条 市長は、放し飼い犬等がある場合において、その放し飼い犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するため緊急の必要があり、かつ、第10条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃討することができる。この場合において、市長は、その区域内及びその付近の住民に対して、放し飼い犬等に薬物を使用して掃討する旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による掃討の方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による掃討の実施について必要があるときは、県知事及び隣接市町の長に対し協力を求めることができる。

[略]

5号)

- (4) 動物の譲渡の申出 動物譲渡申請書（様式第6号）  
 (5) 犬の咬傷事故の届出 犬の事故届出書（様式第7号）  
 (6) 特定動物による事故の届出 特定動物の事故届出書（様式第8号）

第11条 [略]

様式第1号（第7条関係）

（表面）

[略]

（裏面）

[略]

（放し飼い犬等の掃とう）

第14条 市長は、放し飼い犬等がある場合において、その放し飼い犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するため緊急の必要があり、かつ、第10条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃とうすることができる。この場合において、市長は、その区域内及びその付近の住民に対して、放し飼い犬等に薬物を使用して掃とうする旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による掃とうの方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による掃とうの実施について必要があるときは、県知事及び隣接市町の長に対し協力を求めることができる。

[略]

様式第5号（第9条関係）

[略]

様式第6号（第11条関係）

[略]

様式第7号（第11条関係）

[略]

様式第8号（第11条関係）

[略]

様式第2号（第8条関係）

[略]

様式第3号（第10条関係）

[略]

様式第4号（第10条関係）

[略]

様式第5号（第10条関係）

[略]

様式第9号（第11条関係）

[略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

様式第11号（第11条関係）

[略]

様式第6号（第10条関係）

[略]

様式第7号（第10条関係）

[略]

様式第8号（第10条関係）

[略]

附則の次に次の3様式を加える。